

福岡県公報

平成21年9月16日
第3017号

目次

告示(第1407号 - 第1419号)

保安林予定森林の所在場所等	(森林保全課) 1
道路の区域の変更	(道路維持課) 1
道路の供用の開始	(道路維持課) 2
土地改良事業の認可申請の適否決定	(農村整備課) 2
土地改良事業の認可申請の適否決定	(農村整備課) 2
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課) 3
土地改良区の役員の就任	(農村整備課) 3
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) 3
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) 4
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) 4
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 4
県営土地改良事業計画の決定	(農村整備課) 5
公共測量の実施	(県土整備総務課) 5
建設業の営業の一部停止	(建築指導課) 5

告示

福岡県告示第1407号

保安林の指定をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年9月16日

福岡県知事 麻生 渡

- 保安林予定森林の所在場所
前原市大字川付字荒平161、字川付238の2、240の1、244
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び前原市役所に備え置いて縦覧に供する。)
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

福岡県告示第1408号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年9月16日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
--------	-------	-----	-------	----	--------------	--------------

久留米	県道	久留米 筑紫野線	前	久留米市北野町高良1742番 先から 久留米市北野町高良1738番 2先まで	8.3 ~ 8.3	24.3
			後	同上	10.0 ~ 10.1	24.3
北九州	県道	黒山 広渡線	前	遠賀郡遠賀町田園3丁目848 番5先から 遠賀郡遠賀町田園3丁目817 番4先まで	11.0 ~ 17.0	431.1
			後	同上	11.0 ~ 17.0	431.1

福岡県告示第1409号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年9月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年9月16日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	佐賀線 八女	八女市蒲原973番5先から 八女市蒲原1136番1先まで

福岡県告示第1410号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の土地改良事業計画の認可申請を平成21年8月20日付けで適当であると決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の

規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成21年9月16日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
前原市土地改良区	農道整備事業 (高祖大河原地区)	土地改良事業計画書の写し	平成21年9月16日から 平成21年10月20日まで	前原市役所
前原市土地改良区	農道整備事業 (高祖大鷲地区)	土地改良事業計画書の写し	平成21年9月16日から 平成21年10月20日まで	前原市役所
前原市土地改良区	農道整備事業 (波多江地区)	土地改良事業計画書の写し	平成21年9月16日から 平成21年10月20日まで	前原市役所
前原市土地改良区	農道整備事業 (新田地区)	土地改良事業計画書の写し	平成21年9月16日から 平成21年10月20日まで	前原市役所
前原市土地改良区	農道整備事業 (東地区)	土地改良事業計画書の写し	平成21年9月16日から 平成21年10月20日まで	前原市役所

福岡県告示第1411号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の土地改良事業計画の認可申請を平成21年8月21日付けで適当であると決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成21年9月16日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
糸島郡志摩町土地改良区	農業用ため池整備事業 (幸田地区)	土地改良事業計画書の写し	平成21年9月16日から 平成21年10月20日まで	糸島郡志摩町役場

糸島郡志摩町 土地改良区	農業用ため池整備事業 (長浦地区)	土地改良事業計画書の写し	平成21年9月16日から 平成21年10月20日まで	糸島郡志摩町役場
-----------------	----------------------	--------------	-------------------------------	----------

福岡県告示第1412号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年9月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年9月27日福岡県告示第1602号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1413号

東八田土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成21年9月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 就任理事

氏 名	住 所
家 令 洋 右	築上郡築上町大字東八田388番地

大 田 幸 生	築上郡築上町大字東八田393番地
家 令 隆 義	" " " 408番地 1
杉 尾 典	" " " 748番地
陣 山 和 泉	" " " 370番地 3
松 田 喜代治	" " " 776番地
六 枝 一 義	" " " 635番地 1

2 就任監事

氏 名	住 所
福 田 鐵 也	豊前市大字松江986番地30
堤 利 勝	築上郡築上町大字東八田1143番地 2
六 枝 昇	" " " 457番地

福岡県告示第1414号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成21年9月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ダイレックス八女店
- (2) 所在地 福岡県八女市大字本町字唐人町北裏 1 番297外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
意見なし
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等

意見なし

- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

- (4) 防災・防犯対策への協力

意見なし

- (5) 騒音の発生に係る事項

意見なし

- (6) 廃棄物に係る事項等

意見なし

- (7) 街並みづくり等への配慮等

八女市は平成19年5月に景観法に基づく景観行政団体となり、八女市らしい景観形成を推進するため、平成21年度中の八女市全域の景観計画策定に向けて現在検討中である。

よって、景観に関する次の事項について配慮を求める。

- ア 看板等の屋外広告物は、なるべく高さ及び面積を抑えること。
 イ 公道より望見できる室外機等の屋外設備は、覆い等により隠すこと。その際、覆いの色彩については極力彩度及び明度を落とし、できれば茶系色彩または無彩色とすること。
 ウ 公道より望見できる建物・看板（旗幟等を含む）・塀・敷地面等の色彩については、極力彩度及び明度を落とし、できれば茶系色彩または無彩色とすること。
 エ 敷地境界部にはできるだけ植栽を施すこと。
 オ 屋外照明は必要最小限の明るさとし、点滅照明は設置しないこと。
 カ 詳細については、八女市（商工観光課美しい景観係）と協議すること。

- (8) その他

意見なし

福岡県告示第1415号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概

要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成21年9月16日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 グルメシティ篠栗店
 (2) 所在地 福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲字丸林74-3

- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第1416号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成21年9月16日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称)夜須ショッピングセンター
 (2) 所在地 福岡県朝倉郡筑前町篠隈字鴨牟田183番地

- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第1417号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年9月16日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

大牟田市新開町3 - 102

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

大牟田市大字草木1263番地

株式会社森商事 代表取締役 森 研一郎

福岡県告示第1418号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成21年9月16日

福岡県知事 麻 生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営小野南部地区土地改良（区画整理）事業計画書の写し	平成21年9月16日から 平成21年10月20日まで	古賀市役所

福岡県告示第1419号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成21年9月16日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
------	------

福岡市早良区飯倉地内外

平成21年7月15日から
平成21年11月11日まで

公 告

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成21年9月16日

福岡県知事 麻 生 渡

1 処分をした年月日

平成21年9月2日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社 旭工務店	福岡市博多区博多駅南5 - 10 - 13	稲永 正人	平成19年8月1日 福岡県知事許可（特 - 19） 第102077号

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成21年9月16日から平成21年12月14日までの90日間

4 処分の原因となった事実

株式会社旭工務店の元代表取締役らは、平成21年5月29日に福岡地方裁判所において、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項（競売等妨害）の罪により、懲役1年（執行猶予3年）の刑を言い渡され、同年6月11日刑が確定した。このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。